

## 名古屋市立藤森中学校 P T A会則 改訂（案） 新旧対応表

名古屋市立藤森中学校P T A会則について、令和7年4月の改訂について以下のように示す。改訂部分については、「新」会則の欄に二重下線で示している。

旧	新
<p>第 7 条 役員の選出及び任期は次のようにする。</p> <p>1 会長及び副会長・会計監査は推薦委員会において会員の中から選出し、総会において承認を求める。</p> <p>・</p> <p>・</p> <p>5 推薦委員会については細則で定める。</p>	<p><u>二線部削除</u></p>
<p>第 9 条 委員の選出は次のようにする。</p> <p>1 学年委員は各学年の保護者の中から数名選出する。また、学年委員は文化、広報等の仕事にも携わる。</p> <p>学年委員の役割</p> <p>○ 学級の父母相互の理解を図り学年の諸問題等を相談する。</p>	<p>父母相互→保護者</p>

### □会則改定の趣旨□

- 実体のない推薦委員会について、削除します。
- 適切な表現に変更します。